

多様な活動資金

天理大学人間学部教授
渡辺 一城 Kazukuni Watanabe

休眠預金活用法の成立

長い間引き出しや預け入れなど取引がなされていない銀行口座のことを「休眠口座」という。銀行では最後に出し入れた日などから10年、ゆうちょ銀行では5年以上経過したものが対象である。預金者の結婚、死亡、引越など、何らかの事由により預金者と金融機関との連絡がとれず、こうした休眠口座が生まれる。10,000円以上の口座の場合に10年以上の取引がないと預金者に連絡が来るが、それ未満の口座では連絡がない。そうした少額な預金口座が休眠口座になる可能性が高いという。日本では、年間新たに生まれる休眠口座の預金が約1,000億円に上るといわれる。これらの預金は金融機関の収入になる。こうした休眠口座の預金を社会福祉に活用し、国民に還元しようという目的で、「休眠預金活用法案」が超党派の議員連盟によってまとめられ議員立法として国会に提出、2016年12月2日成立した。この制度の実現には、NPOや有識者などによって「休眠口座国民会議」が組織されるなどソーシャルセクターからも強い要望として出されていた。休眠口座の預金は「預金保険機構」に移り、新設される「指定活用団体」が資金配分の司令塔になって、地域の事情に詳しい財団などの資金分配団体を通じてNPOやボランティア団体に助成や貸付がなされる。もちろん預金者からの申し出があればいつでも払い戻しができ、10年以上経ったからといって預金が「没収」されるわけではない。休眠口座国民会議（2012）によれば、韓国やイギリスなどでもこうした休眠口座を預金者が検索できるシステムとともに、これらの預金が福祉事業などに活用される仕組みがすでに構築されている。イギリスでは「Big Society」という休眠口座基金が開設され、「教育、雇用、社会起業」の3つのテーマに力を入れているという。

いくら休眠口座とはいえ、預金という私有財産を使用することに対する批判的意見もあるだろうが、毎年1,000億円以上の金額がそのまま銀行の収入になるよりも、社会福祉活動といった公益的な使途に活用される方が、そのお金を「活かす」ことにつながるだろう。「金は天下の回り物」といわれるが、ある意味の「余剰資金」を社会に対して有効に循環させることが、社会を変えていくことにつながると期待したい。資金助成に関する情報公開を含めて、この仕組みに透明性が求められることはいまでもないことである。

NPOの活動資金

地域福祉活動、とくにそれを担うNPOの活動資金について触れてみたい。これらの活動資金のタイプ分けはいくつかあるが、坂本文武（2004）はNPOの経営を詳述した著書の中で、資金調達戦略について触れ、資金源として5つの種類を紹介している。第1に寄付金であり、これは寄付者がその団体や活動の趣旨に共感して寄せられるもので、使途の自由度が高い。第2に会費であり、寄付金と同様の性格を有するものだが、一定の金額が設定されるものであり安定性のある資金である。第3に助成金・補助金で、民間助成財団から提供される助成金、行政から支出される補助金があり、比較的大きな金額となるが、充当される事業が予め決められていることがほとんどであり使途の自由度は低い。第4に受託事業収入で、行政から委託される事業についてくる資金である。最後に事業収入で、例えば介

護保険サービスを実施する場合の事業収入や、Tシャツなどのグッズを開発してそれを販売する際の収入がこれにあたる。第3に含まれる助成金にも様々なものがある。牧田東一ら（2009）によれば、①国際機関（国連の専門機関など地球規模で課題解決を図る機関による、災害、貧困問題などに取り組む開発途上国やNGOに対する助成。ユニセフ募金など）、②日本政府（各省庁及びその傘下の助成機関を通じた研究開発資金援助や社会福祉事業への助成）、③地方自治体（自治体及び傘下の財団や基金を通じた市民活動への支援など）、④公営ギャンブル系財団（宝くじ、競艇、競輪、オートレース、競馬など収益の一部による福祉事業やボランティア活動などへの支援）、⑤企業（社会貢献活動の一環としての寄付や、従業員による募金キャンペーンなど）、⑥民間助成財団（企業等が設立した助成財団による、研究、事業などへの助成）、⑦公益信託（個人や企業が拠出した財産を信託銀行が受託・運用し公益目的の事業に対して助成）、⑧募金キャンペーン（共同募金、緑の羽根募金、24時間テレビなど一定の期間を定めて市民に呼びかけ資金を募る方式）、⑨市民ファンド（市民により市民活動を支援するために設立された比較的小規模な基金）、などがある。前述した休眠口座の預金もこれらに加えられることになるだろう。坂本（2004）の分類による5つの資金のうち、寄付、会費、助成金は、NPOが有する課題解決力を信じて支援者からもたらされる資金という意味で支援性資金と称されることがある。

資金源のバランス

坂本（2004）は、当該団体の経営安定を進めるために、こうした資金源を多様にバランスよく持つことが重要としている。これには、金融機関で様々な金融商品を紹介され資金運用を勧められることがあるが、その際求められるリスク分散という意味合いがある。だが、多様な資金源をバランスよく有することは単に経営安定の効果があるばかりではない。日本ファンディング協会では財源の多様性による安定化効果とともに、財源（資金）の相乗効果を挙げている。多様な資金が独立して存在しているのではなく、互いに影響しあっているということである。例えば、何らかの事業を展開するために民間財団の助成金を得る、助成金を得て事業を展開することで信用性や知名度を向上させることにつながるるとともに、この機会を支援者獲得に向けたステップと位置づけ、寄付や会費の増につなげる、支援者を多く抱えることで、当該団体が実施するサービスや商品などを購入する層も拡大する、といった具合に、である。

ただ実際にはNPOの資金源構造はバランスのいいものとはなっていない。「平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」（内閣府）によれば、調査対象の特定非営利活動法人全体の収入内訳は、会費6.1%、寄付金11.1%、助成金・補助金17.3%、事業収益63.6%と、事業による収入が大きい。

○主な引用文献

休眠口座国民会議（2012）『休眠口座白書』。

坂本文武（2004）『NPOの経営』日本経済新聞社。

牧田東一・高田幸詩朗（2009）「日本の助成金制度と、ぐらんのオリジナルティ」牧田東一ほか著『市民ファンドが社会を変える』コモンズ、pp129～149。